



【上海駐在員事務所】

「国家金融監督管理総局について」

中国の金融行政の中核となる国家金融監督管理総局が正式に発足しました。これまで中国の金融監督組織は「一行三会」（人民銀行、銀保監会、証監会）の管理体制でしたが、銀行や保険会社の監督組織であった銀保監会を廃止し、「一行一局一会」（人民銀行、国家金融監督管理総局、証監会）に再編しました。新たに設立された国家金融監督管理総局の概要は下記の通りです。

1. 国家金融監督管理総局の概要

| | |
|------------|---|
| 発足日 | 2023年5月18日 |
| 管理機関 | 国務院直属 (※国務院は中華人民共和国の最高行政機関で日本の内閣にあたる) |
| 本部 | 北京市西城区金融大街甲15号 |
| 趣旨 | <ul style="list-style-type: none">● 国家金融監督管理総局は金融監督体制の改革を深化し、時代に即した金融監督を強化・改善することで金融監督の完全なカバレッジの実現を促進する● 国務院直属機関として、証券業界以外の金融業の監督に関して一貫した責任を負う |
| 背景 | コロナ禍による景気の低迷、不動産不況の影響で顕在化した地方の中小金融機関の経営不安や地方政府・企業の債務拡大が懸念される中、金融機関の体制改革や隠れたリスクの対処、投資者・消費者保護の強化、銀行業・保険業の着実な開放などの課題へ対処するため |
| 役割 (業務) | 中国銀行保険監督管理委員会（銀保監会）の業務を引き継ぐと共に、今まで中国の中央銀行である中国人民銀行（人民銀行）が担っていた金融持ち株会社など金融グループに対する監督・管理と消費者保護業務、中国証券監督管理委員会（証監会）が担っていた投資者保護業務を移管し、証券業を除く金融業の監督・管理を行う |

2. 中国銀行保険監督管理委員会（銀保監会）との違い

- 国家金融監督管理総局は銀保監会を基礎に設立し、業務を継承していますが、さらに人民銀行の監督・管理と消費者保護、証監会の投資者保護に関する業務を包括する組織となりました。つまり銀保監会よりさらに監督する範囲が広くなり、同時に管理体制を充実させています。また組織上も国務院が直属機関として格上げし、金融監督・管理の権限を一層強化しています。
- 今まで銀保監会が監督管理を行ってきた外資系金融機関の管理責任はそのまま国家金融監督管理総局に移管します。

照会先：国際事業部 (東京)電話 03-6704-2743
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 *禁無断転載